

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	結核住民健診業務
発 注 課	保) 保健所感染症総合対策課
選 定 事 業 者	公益財団法人 北海道対がん協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>公益財団法人 北海道対がん協会（以下「対がん協会」という。）は、健診の専門機関であることから、健診に必要な健診車や医療スタッフが十分に整備されている。</p> <p>本市における結核住民健診は、肺がん検診等と一体的に実施することで内容の充実や市民の利便性を高めてきた経緯がある。本市のような大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を隈なく巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。</p> <p>企業の職場健診など限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の集団健診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会において存在せず、また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括健診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。</p> <p>また、対がん協会は、これまでも健診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。</p> <p>以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）

決 定 日	令和7年2月19日
-------	-----------